

日高村災害危険区域の指定等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、災害危険区域の指定及びその区域内における建築物の建築の制限等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 居室 居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。
- (2) 基準高 日高村水害に強いまちづくり条例（令和3年日高村条例第2号）第10条第1項に規定する日高村浸水予想区域における建築物の建築の制限高さの基準となる高さをいう。

(災害危険区域の指定)

第3条 村長は、日高村水害に強いまちづくり条例（令和3年日高村条例第2号）第9条第1項に規定する日高村浸水予想区域として指定し、同条第3項に基づき公表した区域を法第39条第1項に規定する災害危険区域（以下「災害危険区域」という。）に指定する。

(建築物の建築の制限)

第4条 災害危険区域内において、建築物を建築する場合においては、居室の床の高さは、規則に定める基準高以上としなければならない。

(適用除外)

第5条 災害危険区域内において、次の各号のいずれかに該当する建築物を建築する場合は、第4条の規定は、適用しない。

- (1) 居室を有しない建築物
 - (2) 敷地及び周囲の状況により、特に村長が災害防止上支障がないと認めた建築物
- 2 第3条の規定により災害危険区域に指定された際、現に存する建築物を増築する場合において、次の各号のいずれかに該当する部分は前条の規定は適用しない。

- (1) 当該増築に係る部分で周囲の状況によりやむを得ないと認められるもの
- (2) 当該増築に係らない既存部分

(建築物の認定)

第6条 災害危険区域内において建築物を建築しようとする者は、当該建築工事に着手する前までに、村長に申請し、当該建築物が第4条の要件を満たす建築物である旨の認定を受けなければならない。

2 村長は、前項の認定について、必要な調査をすることができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める

(罰則)

第8条 この条例の規定に違反した建築物の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、その建築物の工事施工者）は、20万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の罰金刑を科する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、令和5年1月1日から施行する。